

○犬山市防災人材育成補助金交付要綱

令和2年3月25日要綱第61号

犬山市防災人材育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時に率先して地域で避難行動を呼びかける防災人材を育成するため、防災・減災カレッジを受講する者に対して交付する犬山市防災人材育成補助金(以下「補助金」という。)について、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災・減災カレッジ」とは、あいち防災協働社会推進協議会及びあいち・なごや強靱化共創センターが主催する防災人材の育成に関する講座をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防災・減災カレッジのうち、防災基礎研修及び地域防災コース又は防災Vc oコースを修了した者
- (2) 市が配信する犬山市あんしんメールに登録している者
- (3) 市が実施する防災訓練又は防災普及啓発活動に関する情報を受け取ることに同意する者
- (4) 市内に在住し、犬山市税条例(昭和29年条例第17号)第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例(昭和36年条例第19号)第7条に規定する国民健康保険税の未納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする日の属する年度において既に補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、防災・減災カレッジの受講に要した受講料の額とし、6,000円を上限とする。

(交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防災・減災カレッジの修了日から30日以内に犬山市防災人材育成補助金交付申請書(様式第1)及び犬山市防災人材育成補助金交付請求書(様式第2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講料の振込票の写し
- (2) 講座修了証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、犬山市防災人材育成補助金交付・不交付決定通知書(様式第3)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の場合において、市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。